

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	松岡建設株式会社	（代表取締役 松岡 壮）
	法人番号	4380001015848
住 所	福島県南相馬市原町区雫字五畝田113	

2. 措置期間

平成 30 年 9 月 25 日 ～ 平成 31 年 3 月 24 日 （6か月）

3. 事実概要

当該人及び代表取締役は、平成29年5月2日、南相馬市原町区所在の家屋解体工事現場において発生した労災事故について、労働者死傷病報告を提出せず、労災かくしを行ったとして、平成30年7月17日に労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、平成30年8月7日にその刑が確定した。

4. 措置理由

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の7（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の7】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899